

2007年1月17日

フランスの移民政策(仮訳)

在日フランス大使館 警察アタッシェ
ダニエル・コンダミナス

フランスは伝統的に多数の移民を受け入れてきた国であり、第一次世界大戦後と1960年代から1974年までの間に何度かその数がピークに達している。以来、総人口に占める移民の割合は安定(国立統計経済研究所(INSEE)が行った国勢調査によれば1999年3月時点で約7.4%)しているが、国境付近では依然として移住希望者が大勢つめかけている。またその一方で、フランスは1998年から増え始めた亡命申請に対応して、亡命希望者を受け入れるヨーロッパで最初の国となった。

移民に関する国家の対応は、実際には始まったが、この法律は1974年(オイルショックにより国境封鎖が行われた年)から2005年の間に何度も改正されている。現在フランスは、移民の流入に対応せざるを得ないうえに、EU法との調和を図らなければならないことから、移民法の改正に乗り出している。このため4年前から内務大臣は移民の抑制を明確に最重要課題として示している。

フランスにおける移民の抑制、外国人の滞在および国籍取得に関する2003年11月26日付法律第2003-1119号の目的は、「移民の寛大な受け入れ」と「非合法の移民流入ルートに対する取締り強化」であり、「非合法移民の取り締まりなしには質の高い受け入れも有り得ない」というものである。この法律により、とりわけ「二重の苦しみ(帰るべき故郷がない上に、就職などでも差別される)」のシステムが改正され、フランス社会に本当に同化しているかどうかを考慮することが義務付けられた。非合法移民取締りの主な対策としては、滞在許可資格や査証を求める外国人には指紋と写真入りのカードをつくることを義務付け、滞在許可を得るための偽装的なフランス人との結婚や養子縁組を禁止している。

2003年12月10日付法律第2003-1176号の方は、難民保護の手続きを改正したものである。その目的は、この手続きを一元化して、新たに生まれ変わったフランス難民無国籍保護局(OPFRA)でまとめて処理することにより、亡命申請の通達期間を短縮化することである。

最も新しい法律は移民と同化に関する2006年7月24日付法律第2006-911号であるが、これは一種の「選ばれた移民」を実施するというもので、言い換えれば、フランス経済の要求に沿った労働力を選別し、「経済、科学、文化および人道に関するプロジェクトに参加できるような」外国人だけを受け入れる方法である。外国人学生の受け入れも優遇される。

不法移民に関しては、「偽装結婚」の取り締まりを強化し、移民労働者の家族呼び寄せの条件が厳しいものになった。一方、フランスへの同化ということに関しては、社会統合計画（2005年）の一環として導入された「受入・同化契約」が義務化された。最後に、非合法移民の取り締まりについては、不法移民であっても10年間フランス領土に居住すれば自動的に合法化されるという権利が廃止され、滞在拒否と国外追放の命令が一元化された。